

## 事務局規程

公益財団法人日本ハンドボール協会

### (目的)

第1条 この規程は、定款第51条第3項の規定に基づき、事務局の組織及び運営に必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 公益財団法人日本ハンドボール協会及び日本ハンドボールリーグ機構関係等の事務業務を行うのに必要な事務局を設置する。

### (運営)

第3条 事務業務は、事務局長が総括し、専務理事の承認を得るものとする。

### (業務分掌)

第4条 事務局職員の業務分掌については、事務局長が起案のうえ、専務理事が承認する。

### (職員の採用)

第5条 職員の採用は、事務局長が起案し、専務理事の承認をもって実施する。

### (補足)

第6条 職員の就業規則については別途定める。

### 附則

1 この規程は平成25年4月1日から施行する。

2 この規程は平成29年2月11日から施行する。